

共同住宅における転落事故防止対策について

平成18年8月6日、愛知県内の共同住宅においてバルコニーの手すり子(縦さん)がはずれ、負傷者1名を出すという転落事故が発生しました。

つきましては、かかる事故を防止するため、あなたが所有又は管理する共同住宅のバルコニーの手すりの状況について至急調査を行って下さい。

調査方法は以下のとおりです。

なお、調査の結果、転落のおそれがある場合には、速やかに事故防止対策の措置を講じられますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

茨城県土木部都市局建築指導課 建築担当

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

TEL (029) 301-4727 / FAX (029) 301-4739

バルコニーの手すりの調査方法について

調査のポイントは次の2点です

①構造体への緊結状況は適切か（グラグラしていないか）

- ・支持金物でしっかり止めているか
- ・ボルト、ビスなどにゆるみ、摩耗が生じていないか
- ・部材などに穴だけ開けてあったり、ボルト、ビスが正しく留まってなくただついているだけの所はないか

など

②著しい錆、腐食、変形、欠損はないか

- ・錆、腐食により穴が開いたり、脱落したりする恐れはないか
- ・変形、欠損により不安定な状態になっていないか
- ・手すり子（縦さん格子）などの金属の溶接部がしっかりしているか

など

（特殊建築物等定期調査業務基準（財団法人日本建築防災協会発行）を参考に作成）